

# 第15回口頭弁論期日のご報告

平成30年8月30日  
原発被害救済千葉県弁護団事務局

## 1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

### (1) 弁護団の主張, 提出した証拠

#### ★第27準備書面(原告居住地点の追加積算線量・外部被ばく線量)

##### ○概要

- ① 原告ら第25準備書面で主張したとおり, 原告らは, 平成30年に実施した現地調査を踏まえ, 原告らの居住地における1年間の追加積算線量(外部被ばく)について, 試算した。

その結果, 一部の原告の自宅及び周辺では, 地上1cm地点において, 年間の外部被ばく実効線量が年間1mSvを超えていた。

- ② 避難指示区域内外を問わず, 年間1mSvを超える被ばくを国民に強いるのは, 明らかな法律違反である。原告らが余分な被ばくを避けるため避難生活を継続することは, 客観的にみても, 合理的な行動といえる

#### ★第28準備書面(福島県民健康調査の現況)

##### ○概要

- ① 福島県県民健康調査検討委員会は, 甲状腺検査の最新データを公表した。福島県民健康調査の研究デザインには, 不備があり, 経過観察の後に保険診療に移行した対象者のフォローが事実上なされていない点は大きな欠陥といえる。

最近になって, 「集計漏れ」の甲状腺がん患者の存在が立て続けに公表されている。

- ② 原告ら, 特に甲状腺検査で嚢胞が発見されて経過観察の対象となっている者が, 現行の県民健康調査に対して万全の信頼を寄せることができないことは, やむを得ない。

#### ★第29準備書面(「長期評価を津波確率論的安全評価にとりこむ」ことは「津波対策をしない」ことと同義である～被告国の第23準備書面を批判する～)

##### ○概要

- ① 確率論的安全評価は, 津波事象に対して, 「ほぼ永久に研究段階」である。そのため, 被告国が主張する「長期評価の見解を決定論ではなく, 確率論にとりこむ」ということは, 「津波対策をしない」ことと同義である。

被告国は, 「被告東電が『長期評価の見解』を決定論ではなく, 確率論において取り扱っていく方針であるとの報告を受けて, 了承した」と主張する。この主張は, 本当に「保安院として了承した」といえるのかという疑問を横に置いた

としても、「被告東電が津波対策をとらないことを了承した」ことであり、「規制権限を行使しなかった」ことと同義である。

- ② 確率論的安全評価は、内部事象のみを評価した場合でも、「絶対的な確率は信用できない」とされており、地震のような外部事象でも、極めて困難である。

ましてや、更に発生頻度の少ない津波における絶対的な確率は、全く信用できない。事実、安全目標を検討する会議においても、安全目標の定量的指標が整備されておらず、津波ハザードの結果の大きな不確実さがあることが指摘されているところである。

確率論的ハザード解析は、それ自体が目的ではなく、あくまでも、対策をたてるかどうかの意思決定及び規制の意思決定のための手段であるのに、「ほぼ永久に研究中」というのでは、対策をたてるための意思決定の手段とはならない。

- ③ 結局のところ、被告国の主張は、津波対策を安全規制の対象から除外することに他ならない。

地震という自然現象を対象とした確率論的安全評価の手法は、その手法自体が原子炉施設の安全設計や安全規制に用いるための手法として未確立であり、実用化されてはいなかった。津波についての確率論的安全評価手法については、改訂された耐震設計審査指針においては言及さえされていない状態であった。

#### ★最終準備書面 第1分冊・第2分冊・第3分冊・第4分冊・第5分冊

##### ○概要

これまでの原告らの主張をまとめたものです。

別紙の目次をご確認ください。

※第5分冊の目次は、原告の方々の個人情報に記載されているため、割愛しております。

#### ★提出した主な証拠

福島県県民健康調査検討委員会作成資料、後藤政志氏・筒井哲郎氏の各意見書、東電福島原発刑事訴訟中間報告(海渡雄一弁護士作成)、東電福島原発刑事訴訟公判期日報告、津波対策に関する電力との打合せ議事メモ(案)(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構作成)、自主的避難者(区域外避難者)と滞在者の損害(吉村良一教授作成)、シビアアクシデントの脅威(館野淳氏作成)、耐震設計審査指針の改訂(原子力安全委員会作成)、外部情報の分析・評価に関する報告書(JNES作成)

#### (2) 被告東京電力の主張、提出した証拠

##### ★被告東京電力最終準備書面(1)(損害論について)

##### ○概要

これまでの被告東京電力主張のうち、損害論に関する主張をまとめたものです。別紙の目次をご確認ください。

★被告東京電力最終準備書面(2)(過失論について)

○概要

これまでの被告東京電力主張のうち、過失論に関する主張をまとめたものです。別紙の目次をご確認ください。

★提出した主な証拠

環境放射能測定結果(福島県作成)

**(3) 被告国の主張, 提出した証拠**

★第22準備書面

○概要

- ① 国会事故調査報告書に記載された内容は、幾つか誤っている。  
事故経過に限れば、国会事故調査報告書では、福島第一原発外部電源喪失の原因を、新福島変電所の経年劣化や双葉断層上に設置されていることにより地震動の増幅と記載しており、誤っている。非常ディーゼル発電機(D/G)が全て地下に配置されていた、1号機でSB-LOCA(小破口冷却材喪失事故)が起きた可能性は否定できない、とする国会事故調査報告書の記載も、いずれも誤りである。
- ② 土木津波評価部会の平成20年度のアンケートでは、三陸沖と房総沖でのみ(=福島沖を含まない)津波地震が発生するとの意見が最も有力だった。  
保安院は、耐震バックチェックの進捗状況を把握しながら、最終報告書の早期提出を促していたし、新潟中越地震の発生により追加調査が必要となったこと等が作業の遅れの原因であった。  
保安院において進捗について十分に監督を行わなかったため結果として耐震バックチェックの大幅な遅れを招いたとの国会事故調査報告書の内容は、誤りである。
- ③ 確率論的津波ハザード解析手法は開発途上にあつたこと等から、被告国が津波を原因事象とするシビアアクシデント対策の実施を被告東電に求めていなかったとしても、著しく合理性を欠かない。
- ④ 国会事故調査報告書は、「事故リスクに関する指摘や新知見を葬り去ってきたわけで、こうした考え方が今回の事故を招いた」と記載している。この記載は、全く根拠がなく、客観的事実に基づく正当な評価とはいえない。

★第23準備書面

○概要

- ① 決定論的安全評価は、原子力施設に起こりうる様々な事象の中から代表事象を選定し、これが発生確率にかかわらず発生すると仮定した上で、保守的

な手法で事象の進展を解析することにより施設にもたらされる影響の有無・程度を評価するものである。

確率論的安全評価は、発生する可能性のある様々な事情を網羅的・系統的に評価の基礎に取り込んだ上で、それらの事象の発生確率を考慮して安全性を評価する手法である。

- ② 被告国は、保安院発足当初から決定論的手法に基づく規制活動を行っていた。一方で、被告国は、より一層の科学的・合理的な安全規制を目指して、確率論的手法を用いることにより得られるリスク情報をも規制に活用するため、必要となる制度的基盤や知識基盤の整備に向けて、取り組んでいた。

被告国、被告東電を含む事業者ら及び専門家らにおいて、確率論的安全評価のうち、津波を対象とした確率論的安全評価やその前提となる確率論的津波ハザード解析手法の確立に向けた努力が続けられていた。もっとも、福島第一原発事故までの工学的知見の到達点として、これらが確立し、更なるリスク評価やこれに基づいた対応が可能になる状態には至らなかった。

仮に福島第一原発事故前の確率論的津波ハザード解析手法の到達点を前提に、暫定的なリスク評価を行ったとしても、その評価結果をもって、本件原発の主要建屋の敷地高さを上回る津波が浸水することを想定した施設・設備の見直しをする経営判断を行わせるに至ったとはいえない。

## ★第24準備書面

### ○概要

- ① 本件津波に関し、福島第一原発1号機～4号機の南北方向の流況が卓越しており、東側遡上分の影響は限定的であったとする原告らの主張は、誤りである。原告らは、原子炉建屋の山側壁に設置されていた原子炉建屋大物搬入口からの浸水はなかったかのように主張するが、これも誤りである。
- ② 原告らは、結果回避措置に関する立証責任が被告国にあるかのように主張するが、最高裁判例に照らせば、これも誤りである。

## ★第25準備書面

### ○概要

- ① 原告らは、過去400年間の既往津波のみを考慮する津波評価技術が原子力発電所の性能目標を満たしていなかった、と主張する。しかし、本件原発事故前の科学的知見を踏まえれば、過去400年間の既往津波を考慮することとしたのは、合理的である。

平成29年9月22日の千葉地裁判決は、津波評価技術の波源設定に問題があるという考え方が背景にある。だが、津波評価技術は理学的根拠を伴った津波対策の中で最も安全寄りに波源の設定を行っており、上記千葉地裁判決の考えは間違いである。

- ② 原告らは、深層防護の観点からは防潮堤等に付加した結果回避措置が講じられるべきである、と主張する。この主張は、深層防護の概念を正確に理解しないまま、後知恵によって導き出されたものであり、本件事故前の時点にお

ける適切なリスク評価と当時の知見に応じた工学的判断の裏付けを欠く。

原告らは、東海第二発電所の事例を前提として結果回避措置を主張する。しかし、東海第二発電所に非常用ガスタービン発電機が設置された理由は、平成19年に発生した新潟県中越沖地震を契機とした地震による非常時の対策であって、津波対策とは無縁である。

- ③ 東電設計株式会社が平成20年試算を前提に行った解析結果について、原告らは、福島第一原発の主要建屋敷地全面に10メートルの防潮堤を設置する必要があることを示す、と主張する。だが、東電設計による解析は、仮想設置した鉛直壁と同じ防潮堤を設置する必要性を認め、その方向で津波対策を提案したことを、意味するものではない。
- ④ 原告らは、本件原発事故を回避するための措置として、電源設備の水密化や高所設置の措置を、主張している。しかし、いずれの措置も、具体性を欠き、工学的発想に欠け、本件原発事故を回避できたとは限らない上、そもそも講じること自体できなかった可能性が高い。

#### ★第26, 第27準備書面

##### ○概要

本年8月23日に提出されたこれまでの被告国の主張をまとめたものです。別紙の目次をご確認ください。

#### ★第28準備書面

##### ○概要

被告国は、損害賠償責任を負担することを争っているものの、原告らの個別損害に関する被告東電の主張を援用する。

#### ★提出した主な証拠

耐震バックチェック進捗状況一覧(原子力安全・保安院作成)、波に対する確率論的安全評価手法の開発、確率論的津波ハザード解析の方法(土木学会原子力土木委員会津波評価部会作成)、原子力発電所の津波評価技術2016(土木学会原子力土木委員会津波評価小委員会作成)、発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム議事録(原子力規制庁作成)、リスク情報を活用した原子力安全規制の検討状況(保安院作成)、リスク情報を活用した安全規制の将来像の検討(JNES作成)、佐竹健治氏著書、福島地方裁判所において実施された館野氏の証人尋問調書、地震調査研究推進本部による三陸沖から房総沖にかけての地震活動の評価の公表に対する防災機関の対応について(内閣府作成)、原子力安全基準・指針専門部会耐震指針検討分科会・原子力安全委員会各速記録

## 2 原告本人, 原告ら代理人による意見陳述

**3 被告東電代理人, 被告国指定代理人による意見陳述**

**4 今後の裁判の日程**

判決言渡日 平成31年 月 日( ) 時 分

※ 傍聴席は抽選となる予定ですので, 傍聴ご希望の方は, 千葉地方裁判所1階ロビーへ, お早めにお越しください。

以 上